

港湾運送事業者に対する行政指導について

令和7年3月17日
九 州 運 輸 局

以下の港湾運送事業者に対し、港湾運送事業法の規定に違反する事実が認められたので、行政指導を行った。

事業者				違反事項		行政指導事項		備考
港湾名	氏名又は名称	住所	事業の種類	違反項目	該当条項	行政指導の種類	行政指導年月日	
関門港	草野倉庫(株)	福岡県北九州市門司区片上海岸2-1	港湾荷役事業(沿岸限定／条件付)	運賃及び料金の届出違反	第9条第1項	文書警告	令和7年3月4日	
三池港	三池港物流(株)	福岡県大牟田市新港町1番地	一般港湾運送事業	運賃及び料金の届出違反	第9条第1項	文書警告	令和7年3月4日	
八代港	九州紙運輸(株)	熊本県八代市新開町参号3-15	港湾荷役事業(沿岸限定／条件付)	運賃及び料金の届出違反	第9条第1項	文書警告	令和7年3月4日	
苅田港	苅田港海陸運送(株)	福岡県京都郡苅田町大字港町30番1	一般港湾運送事業、港湾荷役事業	事業計画に定める業務の確保違反	第17条の2第1項	文書警告	令和7年3月4日	
博多港	斎藤海運(株)	福岡市中央区長浜2丁目3番6号	港湾荷役事業(条件付)	事業計画に定める業務の確保違反	第17条の2第1項	文書警告	令和7年3月4日	